

令和3年第12回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和3年12月17日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和3年12月17日
4. 出席農業委員 18名
 - 1番 佐藤 易廣
 - 2番 柳沼 正治
 - 3番 八巻 長一
 - 4番 寺島 武
 - 5番 渡邊 政幸
 - 6番 菅野 照
 - 7番 鈴木 政浩
 - 8番 穴戸 洋一
 - 9番 阿部 忠幸
 - 10番 浦山 公一
 - 11番 大槻 孝徳
 - 12番 吉田 浩重
 - 13番 大橋 吉成
 - 14番 千葉 利市
 - 15番 長沢 壽幸
 - 16番 佐藤 清光
 - 17番 渡邊 茂
 - 18番 土屋 洋一郎
 - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 1名
6. 出席農地利用最適化推進委員 21名
 - 20番 佐藤 輝弥
 - 21番 佐々木 春男
 - 22番 大武 有子
 - 23番 後藤 喜美江
 - 24番 橘 典雄
 - 25番 八島 市蔵
 - 26番 高橋 敏明
 - 27番 菊池 和彦
 - 28番 齋藤 信夫
 - 29番 佐藤 善一
 - 30番 渡邊 みき子
 - 31番 野田 源吉
 - 32番 舟山 健一
 - 33番 引地 秀樹
 - 34番 八城 智広
 - 35番 佐瀬 之人
 - 36番 小賀坂 伸夫
 - 37番 秋葉 武
 - 38番 大和田俊一郎
 - 39番 三浦 秀勝
 - 40番 阿部 良夫
 - 41番 津田 茂
 - 42番 井上 林一
 - 43番 八巻 博
7. 欠席農地利用最適化推進委員 3名
8. この会の事務従事者 事務局長 齋藤喜行、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主任主事 齋藤朋像、主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第5号 現況確認証明願いについて
 - 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第7号 農用地利用配分計画（案）の決定について
 - 議案第8号 伊達農業振興地域整備計画の変更案について
 - 議案第9号 あっせん申出について
 - 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
議 長 只今から、令和3年第12回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。

〇〇さんは、トラクター、田植え機、軽トラックなどの農業機械を所有しており、年間230日農業に従事し、許可後の耕作面積は170aです。通作距離は、自宅から300mほどであります。

以上、5件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧伊達町、霊山、月館、白根、山舟生の30a、それ以外の地域は40aという下限面積、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離を満たしていることから、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番と2番の案件について、27番、菊池和彦調査員お願いいたします。

27番委員 議案第1号1番と2番の案件についての現地調査の結果を報告いたします。

12月12日、設定人の〇〇さんと、被設定人の〇〇さん共に電話でお話を伺いました。〇〇さんと〇〇さんは同級生だそうで、〇〇さんはかねてから農業をやりたいという事で、〇〇さんに畑を貸してくれないかと言ったところ、〇〇さんは別な仕事も持っていて、保全も大変だからと承諾し、成立したようです。申請農地は、トラクターをかければすぐに作付けできる状態ですので、問題は無いと思います。〇〇さんはここで、きゅうり、春菊、更にはハウスを建てて、サヤエンドウ等のエンドウ類を作っていきたいとの事でありました。

次に2番の案件であります、これも12月12日に、〇〇さんに直接会ってお話を伺いました。〇〇〇〇さんは、〇〇さんのおじに当たる方ですが、横浜に住んでいるため、財産分与でもらっても利用できないという事で、家を継いでくれている〇〇さんに、贈与するという事でありました。〇〇さんも後数年で勤めをやめて、農業に専念するという事でありました。申請地は元々〇〇さんが保全しており、問題ない案件だと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の3番の案件について、1番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1番委員 議案第1号の3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

譲渡人の〇〇〇〇〇さんから、甥である〇〇さんに贈与するという話になりました。農地係長の説明にもあった通り、〇〇さんは受け手としての要件を満たしておりますので、何ら問題の無い案件と見て参りました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の4番の案件について、4番、寺島武調査員お願いいたします。

4番委員 議案第1号の4番について、現地調査の結果を報告いたします。

譲渡人の〇〇さんとは、12月11日に現地で、譲受人の〇〇さん宅の娘さんとは12日に電話でお話をお聞きしました。〇〇さんと〇〇さんの田んぼは隣接しておりまして、〇〇さん宅がコンバインにしてからは、〇〇さんの保全管理をしている田んぼを通らせてもらって、作業をしているそうです。保全管理をしているなら土地を買って、米か野菜を作りたいとの事で売買の話になったそうで、許可相当と見て参りましたが、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の5番の案件について、14番、千葉利市調査員お願いたします。

14番委員 議案第1号の5番について、現地調査の結果を報告いたします。

去る12月12日に現地を確認し、譲渡人の〇〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇〇〇〇さん両者とお会いし、お話を伺いました。この農地は、平成26年に〇〇〇〇〇〇さんのお母さんが、近所に住む〇〇〇〇さんに、田んぼを買ってもらえないかと話をしたところ、話がまとまり、今回3条申請に至ったとの事でした。従前より〇〇〇〇〇〇さんはこの農地を耕作しており、許可相当と見て参りましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の5件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の5件の案件について採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いたします。

議長 場 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の5件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第2号朗読説明)

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1 番については、農家住宅敷地への転用であります。農地区分は、10ha 以上農地が連たんしているため第1種農地となります。第1種農地であっても敷地拡張のための転用は可能であるため、転用可能と判断しました。

以上のことから転用許可可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 この案件につきましては、地元委員さんが、現地確認調査を行っておりますので代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、4番、寺島武調査員、お願いいたします。

4番委員 議案第2号の1番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日12月16日午後1時30分に、月舘総合支所に集合で、千葉委員、高橋推進委員、私、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。場所は国道399号線沿いですが、急な坂道を登った所に現宅地がありまして、現在の宅地には、裏の土手が急で住宅は建てられないと言う事で、前の畑に拡張をしたいと言う事で、やむを得ないと見て参りました。皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件について質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件について採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、6番と9番の案件については、30アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」とすることになります。それでは、それでは、議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第3号朗読説明)

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1 番については、分家住宅敷地の敷地拡張のための転用であります。贈与による所有権の移転であります。農地区分は、伊達総合支所から1 km以内にあり、宅地化率が40%を超えているため、第2種農地となります。第2種は、他に変わるべき土地がない場合転用可能となります。本案件は、分家住宅の敷地拡張であり、転用可能と判断しました。

2 番については、農家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定30年であります。農地区分は、10 ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種であっても、集落接続事業は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

3 番については、公共事業の工事用地のための一時転用であります。使用貸借権の設定4か月であります。農地区分は、農地の連たんが10 ha未満であるため第2種となります。第2種は、他に変わるべき土地がない場合転用可能となります。工事箇所に隣接した本申請地以外に使用できる土地はないため、転用可能と判断しました。

4 番については、公共事業 現場事務所および露天資材置き場及び露天駐車場敷地のための転用です。貸借権の設定4か月です。農地区分は、農用地区域ですので 農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

5 番については、分家住宅敷地への転用であります。 贈与による所有権の移転です。農地区分は、10 ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種であっても、集落接続事業は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

6 番については、公共事業の残土処理及び農地改良の一時転用であります。使用貸借権の設定8ヶ月です。農地区分は、農用地区域ですので 農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

7 番については、分家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定30年です。農地区分は、10 ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種であっても、集落接続事業は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

8 番については、分家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定20年です。農地区分は、連たんしている農地が10 ha未満のため、第2種農地となります。第2種は、他に変わるべき土地がない場合転用可能となります。本案件は、他に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出もあることから、転用可能と判断しました。

9 番については、公共事業の残土処理及び農地改良のための一時転用であります。貸借権の設定3年です。農地区分は、農用地区域ですので農用地となり

ます。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

以上、9件とも転用許可可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件につきましては、地元委員さんが、現地確認調査を行っておりますので代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第3号の1番の案件について、12番、吉田浩重調査員、お願いいたします。

12番委員 議案第3号の1番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日15時に、伊達総合支所に、私、鈴木委員、八城委員と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。場所は、旧国道の〇〇〇〇〇〇〇〇になりまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側になります。こちらの分家住宅でありますけれども、今年の初めにありました地震により多大な被害を受けましての、分家住宅の宅地替えになります。以前の土地は、土地改良をすると多大な出費が見込まれますので、やむを得ない案件かなと見て参りました。周りの農地等にも、悪影響はありませんので、本案件は許可相当と見て参りました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第3号の2番の案件について、18番、土屋洋一郎調査員お願いいたします。

18番委員 議案第3号の2番の案件について報告いたします。

昨日、佐藤清光委員、八巻長一委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。被設定人の〇〇さんには、14日に現地で話を伺いました。〇〇地区は、保原町と梁川町と桑折町の境でありまして、阿武隈川の堤防と、東根川の堤防の間にある土地です。今回の申請に至った経緯ですが、〇〇さんは父親からの経営移譲を期に、実家へ戻るという事になったんですが、〇〇地区はここ数年台風の被害にあいまして、2回水没している。子供も1歳半、祖母も96歳という事で、家族の安全を考えて、今回の申請地を選定したそうです。申請地は、実家から200メートルくらいに位置しており、洪水の心配も無く、周囲も自己所有地であり、それほど問題は無いのではないかと見て参りました。厳密には同一地区では無いのですが、これから経営移譲をしていく中で、水害等の特殊事情もあり、やむを得ない選択で、許可相当と見て参りました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第3号の3番の案件について、3番、八巻長一調査員お願いいたします。

3番委員 議案第3号の3番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、梁川総合支所に午前11時集合で、土屋委員、佐藤清光委員、私

と見て参りました。許可相当と判断しましたので、皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第3号の8番の案件について、10番、浦山公一調査員お願いいたします。

10番委員 議案第3号の8番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたし
ます。昨日、9時40分、本庁舎集合で、佐藤委員、柳沼委員、長沢委員、私
と、事務局3名の計7名で現地を確認して参りました。申請は分家住宅の転用
ですが、被設定人の〇〇〇〇さんは、設定人の息子さんでありまして、現在ア
パートに住んでおりますが、子供も大きくなった為住宅を建てる事となり、親
に相談したところ、「実家の隣に農地があるので、ここに建てて農業を手伝って
もらえればありがたい」との事で、「将来自分も農業をしなければならない」と
の思いで、申請をしたとの事でした。現地は市街地北西方面で、比較的住宅が
建っている地区です。道路舗装、水道、排水側溝等もあり、特に問題は無いと
判断して参りました。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第3号の9番の案件について、13番、大橋吉成調査員お願いいたします。

13番委員 議案第3号の9番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたし
ます。昨日、午前9時に霊山支所集合で、菅野照委員、阿部忠幸委員、私と、
事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。この場所は、〇〇〇〇〇〇
〇の反対側、南に下った土地でございます。先月の同様の案件の土地から50
メートルくらい下がった土地になります。この土地は長い間遊休農地となっ
ておりましたが、今回〇〇〇〇が整地し、公共事業の残土処理をするという事
でございます。排水も道路側にU字溝が入っており、山あいのふもとは新たに
排水溝を設置して残土処理をするという事でございます。何ら問題無いと見て
参りましたが、委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議 長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の9件の
案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

12番委員 はい。

議 長 12番委員の発言を許します。

12番委員 5番の案件について質問です。通常分家住宅だと、使用貸借等を結ぶかと思
われますが、所有権移転で間違いないでしょうか。

農地係長 12番委員の質問に回答いたします。5番の案件の譲渡人と譲受人の関係は、
祖父と孫です。通常分家住宅のように親子関係では無いという事です。従っ
て使用貸借権設定から、すぐに相続をするという事にはなりませんので、あら
かじめ贈与を受けるとの事のようにです。

12番委員 ありがとうございます。

議長 そのほか、議案第3号の案件について、質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の9件の案件について採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6番と9番を除く7件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。6番と9番の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めることにいたします。その結果、異議がなければ、「許可決定」とし、異議があった場合は、再度、総会で審議することになります。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第4号朗読説明)

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」補足説明を申し上げます。

1番につきましては、令和3年4月26日付けにて一時転用許可を受けた事案であります。公共事業の資材置き場のため一時転用した案件であります。公共事業の工期延長に伴い、一時転用期間を延長する必要性が生じたため、事業計画の変更となりました。当初は、12月31日まででしたが、事業計画変更により、令和4年4月30日まで延長となります。

以上、事業計画変更もやむを得ないと判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の1件について採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

ては、昭和5年ごろより、納屋等の敷地として利用され現在に至っており、原状復旧は難しいと思われまので、証明するもやむを得ないと判断をして参りました。皆様のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第5号の3番の案件について、1番、佐藤易廣調査員、お願ひいたします。

1番委員 議案第5号の3番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、伊達市役所に午前10時集合で、浦山委員、柳沼委員、長沢委員、私と、事務局3名の計7名で現地を確認して参りました。申請人は相続により農地を取得したが、申請地、連続した周辺土地も原野化した状態であることから地目変更もやむを得ないと判断をして参りました。皆様のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第5号の4番の案件について、4番、寺島武調査員お願ひいたします。

4番委員 議案第5号の4番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日12月16日午後1時30分に、月舘総合支所に集合で、千葉委員、高橋推進委員、私、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。場所は国道399号線の川向いに位置する、昔、山を開墾した畑と思われま。北向きで、急勾配の土地であり、既に山林化しており、証明するもやむを得ないと判断をして参りました。皆様のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第5号の5番の案件について、14番、千葉利市調査員お願ひいたします。

14番委員 議案第5号の5番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日12月16日午後1時30分に、月舘総合支所に集合で、寺島委員、高橋推進委員、私、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。この農地は、〇〇〇〇〇〇のすぐ下にあり、傾斜地で、平成10年ころから耕作がされておらず、原野化しており、周辺に耕作されている農地も無く、証明するもやむを得ないと判断をして参りました。皆様のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議 長 議案第5号「現況確認証明願ひについて」の5件の案件について質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認め、議案第5号「現況確認証明願ひについて」の5件の案件について採決いたします。

議 長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願ひいたします。

- 議 場 (委員挙手全員)
- 議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第5号「現況確認証明願いについて」の5件の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。
- 議 長 次に、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。
- 事務局長 (議案第6号朗読説明)
- 今回提出された農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となりますので、ご審議よろしくお願いいたします。以上で議案の朗読説明を終了いたします。
- 議 長 それでは、これより質疑に入りますが、議案第6号については、一括審議としたいので、お諮りいたします。
- 議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る3件、賃借権設定に係る44件、使用貸借権設定に係る4件について、一括審議することにご異議ございませんか。
- 議 場 「異議なし」の声。
- 議 長 それでは「異議なし」と認め、一括審議することといたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。
- 議 長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。
- 議 場 「異議なし」の声。
- 議 長 それでは、「異議なし」と認め、これより議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る3件、賃借権設定に係る44件、使用貸借権設定に係る4件について、採決いたします。
- 本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いいたします。
- 議 場 (委員挙手全員)
- 議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る3件、賃借権設定に係る44件、使用貸借権設定に係る4件については、原案のとおり「承認決定」といたします。
- 議 長 次に、議案第7号「農用地利用配分計画(案)の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。
- 事務局長 (議案第7号朗読説明)

審議いただきます2件につきましては、農地中間管理事業により、農地中間管理権を有した農地中間管理機構、公益財団法人福島県農業振興公社が、この計画案の通り、農地を配分し、貸し付けるものとなっております。配分計画の決定は、福島県が行うものとなっております、公告予定年月日が、令和4年1月25日となっております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、これより質疑に入りますが、議案第7号については、一括審議としたいので、お諮りいたします。議案第7号「農用地利用配分計画（案）の決定について」を一括審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、一括審議することにいたします。

議長 これより審議に入ります。議案第7号「農用地利用配分計画（案）の決定について」、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、これより議案第7号「農用地利用配分計画（案）の決定について」、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員は、「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第7号「農用地利用配分計画（案）の決定について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第8号「伊達農業振興地域整備計画の変更案について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第8号朗読説明）

議長 これより、質疑に入ります。議案第8号「伊達農業振興地域整備計画の変更案について」の質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、これより、議案第8号「伊達農業振興地域整備計画の変更案について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員は、「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第8号「伊達農業振興地域整備計画の変更案について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第9号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第9号朗読説明）

議長 これより、質疑に入ります。議案第9号「あっせん申出について」の1件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第9号「あっせん申出について」の1件の案件について、「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は、「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第9号「あっせん申出について」の1件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくこととなります。それでは、指名させていただきます。1番の案件について、保原地区担当から23番、後藤喜美枝推進委員と、29番、佐藤善一推進委員をお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、報告第1号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第1号朗読説明）

議長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議長 「発言なし」の声。

議長 それでは、特に発言がないようですので、報告第1号「専決処分の報告について」を終了します。

議長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年第12回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。（16時5分閉会）